

農業委員会からのお知らせ

現在、国・県において、遊休農地対策を重点施策として「遊休農地活用緊急対策事業」等が展開されていますが、城里町においても、担い手の後継者不足や高齢化により、今後ますます不耕作地が増加することが予想されます。

こうした情勢をふまえ、農業委員会では、先月実施した「農地法84条に基づく農地の所有状況調査」における不耕作農地の調査、今後実施予定の農地パトロールでの不耕作地の現地調査等、遊休農地の現状の把握に取り組んでいます。

農地の調査または情報の提供について、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、遊休農地対策の一つとしても、農地の貸し借りが安心してでき、効率的な農業経営ができるよう「農地の利用権設定」を推進しております。

農地を所有しているが、耕作できない。農地を貸したいが、一度貸したら返してもらえないか心配だ。という方は、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。



10月は農地パトロール月間です

○地域の農業委員が、無断転用や産業廃棄物の不法投棄の発見のため近隣の農地を調査しますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

○あわせて農業委員による遊休農地の現況調査も実施しますのでご協力ください。

農地法に基づく届出について

農地は、自分の土地であっても何らかの移動をする時には、農地法に基づく制約がありますので、ご注意ください。

- | | | |
|---|---|---------------------------|
| ○所有権の移転等
(売買・贈与・交換・貸借) | → | 農地法3条許可申請 |
| ○農地の転用（自己所有地）
(住宅・駐車場・車庫等への転用) | → | 農地法4条許可申請 |
| ○農地の転用（他人の土地）
(売買・贈与・貸借等を伴う住宅・駐車場・車庫等への転用) | → | 農地法5条許可申請 |
| ○田畑の転換、農地への盛り土、客土等 | → | 農地改良届
(届出は事業実施の2週間前まで) |

詳細につきましては、農業委員会事務局までお問い合わせください。

城里町農業委員会事務局（コミュニティセンター城里内）

☎029-288-3111 内線(360・361・362)